

児童虐待死亡事例等検証部会について

1 部会の設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条により、地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これらの調査研究及び検証に当たっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、審議を行う。

＜参考＞児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

第4条（国及び地方公共団体の責務等）

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 部会の所掌事項

- （1）東京都から報告を受けた児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- （2）事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告すること。
- （3）その他目的達成に必要な事項を審議すること。

3 参考（令和2年度（12月末現在）審議状況）

- （1）開催回数 6回（ヒアリング含む）
- （2）直近の検証報告

令和元年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書（令和2年12月21日）